

平成 29 年度第 2 回 社会教育委員会議 議 事 要 旨

1. 開催日時：平成 29 年 10 月 17 日（火） 14:00-15:05

開催場所：青少年センター 4 階 会議室

出席委員：白木委員・田中委員・二宮委員・村尾委員・山下委員・菅本委員・中西委員・中道委員

2. 議事案件

（1）報告事項について

- ①第 6 9 回 八尾市小学生軟式野球大会の結果について
- ②第 7 1 回 大阪府総合体育大会中央大会の結果について
- ③第 6 5 回 女性フェスティバル 2 0 1 7 の開催について
- ④第 6 4 回 八尾市文化芸術芸能祭 2 0 1 7 の開催について
- ⑤「おおさかふみんネット(生涯学習広域連携講座)」の開催について
- ⑥八尾市立図書館 平成 2 9 年度取り組み状況について
- ⑦文化財課関連事業について
- ⑧平成 2 9 年度第 1 回がんばる「八尾っ子」応援事業表彰について
- ⑨第 2 4 回八尾市こども会親善つな引き大会の開催について
- ⑩家庭教育を考える市民集会の開催について
- ⑪平成 2 9 年度「少年を守る日」「家庭の日」の駅前街頭啓発運動の実施について

（2）意見協議

今後の地区生涯学習推進事業等（公民館の在り様）について

（3）その他

「平成 2 9 年度中河内・南河内地区社会教育委員研究協議会」について

3. 意見交換の概要（委員：○、事務局：●）

（1）報告事項について

各報告事項について担当課から説明。

（2）意見協議

-) 公民館や文化センターで行ってきた事業というのは、地区のコミュニティセンター（以下、「コミセン」とする。）の事業に一本化していくのか。
-) 公民館事業については、これまでコミセンにおける地区生涯学習推進事業として、継続的に実施してきたところである。
-) 市民感覚としては、公民館講座というよりコミセン講座の印象が強い。公民館の在り様については、コミセン会長の意見を聞いてはどうか。
-) 公民館は、社会教育を実現する代表的な施設であるため、社会教育委員会議に意見を伺いたい。別途、コミセン会長には説明することも考える。
-) 図書館・公民館・博物館は、社会教育の軸であり、生涯学習の柱である。八尾市は、社会教育法

第20条の本旨を、コミセンと共にどう実現していくのか。

●) 公民館の趣旨は、社会教育法第22条に基づく講座事業等について、市教育委員会よりコミセン協議会に委託して行うことにより、引き続き継承実施していく。今後も、地域拠点との連携を強化しながら、公民館の趣旨を含めた講座を全地区で推進していくなど、市民の生涯学習活動を支援するための事業展開の一層の充実を図っていきたいと考えている。

○) 大阪市も現に公民館という名前を使っていないし、公民館条例の有無が問題なのではない。大切なのは、八尾市が市民の社会教育が見える形で保障していくことなので、今後も、公民館事業の趣旨をしっかりと継承して、事業を実施していただきたい。

(3) その他

平成29年11月2日に富田林市で実施される「平成29年度中河内・南河内地区社会教育委員研究協議会」について、当日の留意点等を担当課から説明。